

鳥取県企業立地促進資金融資制度の事務手続きについて

※実際の事業執行に当たっては、県の予算措置等もありますので事前にご連絡ください。

1 企業立地促進資金融資対象事業認定申請書（様式第1号）の提出

○事業開始までに申請してください。



2 企業立地促進資金融資対象事業認定通知書（様式第2号）の到着



3 融資金融機関所定の借入申込書に

企業立地促進資金融資対象事業認定通知書の写しを添付し、金融機関へ申し込む

○融資金融機関との間で繰り上げ償還等に関し、繰上償還等に関する特約書（様式第3号）に定める特約を締結すること



4 企業立地促進資金融資対象事業に係る事業完了報告書（様式第4号）の提出

○融資対象経費の支払いを完了したときは速やかに報告してください。



5 企業立地促進資金融資対象事業に係る操業開始報告書（様式第5号）の提出

○操業を開始したときは報告してください。



6 企業立地促進資金融資対象事業に係る雇用状況報告書（様式第6号）の提出

○設備投資完了後1年を経過した日から60日以内に報告してください。